

委員提出資料

目 次

	王寺 直子	委員提出資料	．．． P . 1
○	奥山 千鶴子	委員提出資料	．．． P . 7
	駒崎 弘樹	委員提出資料	．．． P . 11
	水谷 豊三	委員提出資料	．．． P . 20
	大川 洋二	委員提出資料	．．． P . 21
	岡本 美和子	委員提出資料	．．． P . 23
○	木村 義恭	委員提出資料	．．． P . 25

意見書

新型コロナウイルス感染症拡大における様々な状況の中、幼児教育・保育施設への施設型給付費については、これまでと変わらない対応をいただき感謝申し上げます。また、第2次補正予算でも、厚生労働省及び文部科学省からの感染症対策に関わる衛生用品等の確保のための交付金をご用意いただき、重ねて感謝申し上げます。

昨年度、5年の見直しが終わったところでありますが、質の向上に係る0.3兆円超メニューの積み残し部分、少子化と保育者不足に対する対応など、課題は山積しております。どの課題についても早急に議論を行っていただき、課題解決のために推進いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の対応について

1) 幼児教育・保育施設の対応における共通的な指針・事務連絡を

非常事態宣言下ではさまざまな方針等が出され、幼児教育・保育施設ではその対応に追われたが、特に幼保連携型認定こども園は幼児教育施設と保育施設としての機能を併せもつ施設であるために、各府省から通知される事務連絡に、どの基準・ガイドラインにて判断をおこなっていいか混乱する場面があった。また、所在する市区町村の管轄が福祉部署であるか教育部署であるかにより、市区町村間で対応が異なることも浮き彫りとなった。更には、1号認定子どもについては各施設に対応を委ねた市区町村も多く、市区町村内の施設でも開園状況がバラバラとなった。特に幼児教育・保育の無償化より導入された1号認定の新2号子どもにおいては保護者に不安と不信感を与える結果となり、意思決定や周知徹底には課題があったようにも伺える。このことを踏まえ、万が一の第2波、第3波に備えるためにも幼児教育・保育に関しての事務連絡・対応方法・順守すべきガイドラインの通知などは出来る限り統一化を図っていただきたい。

2) 「新しい生活様式」に対する幼児教育・保育の理解を

「新しい生活様式」のガイドラインが発表されているところであるが、子どもの愛着形成に関わるアタッチメントと子ども同士のコミュニケーションを重要視している幼児教育・保育施設では、「密集」「密接」を避けることは困難である。幼児教育・保育施設が何を大切にしているのか、日々の幼児教育・保育を営んでいるのか、幼児教育・保育に関わる正しい理解と啓発を社会に対し積極的に周知していただきたい。

3) 保護者を支援する取り組みの充実を

緊急事態宣言下では幼児教育・保育施設も登園自粛や休園、医療従事者やエッセンシャルワーカーの保護者の子どものみの受け入れなどを行った。その期間が長引くほどそれ以外の子どもと保護者が家庭内に残り残される結果となった。当協会が中心となり実施した「就学前家庭向け緊急アンケート」では、7割以上の保護者が「困りごとがあった」と回答し、家庭内では、心身の疲弊、虐待リスクの増加、家庭内不和などが起こり、子どもの発育と心身状態に大きな影響を及ぼしかねない大変厳しい状況に陥っている事態が明るみとなった。また、保護者が不安を感じても相談する先のほとんどが閉鎖されており、頼ることができなかったという声も多くあった。認定こども園を含む幼児教育・保育施設も積極的にその課題解決に取り組んでいくが、行政においても子を持つ家庭や保護者にさらにスポットをあてていただき、経済的支援のみならず地域全体で子どもを守ることができるしくみを構築し、社会全体で支援できるよう早急に取り組んでいただきたい。

4) 保育機能は社会インフラであるという社会的位置づけの明確化を

感染リスクに立ち向かう保護者、社会の機能を維持するために業務に携わる保護者等、様々な保護者の状況を踏まえ、我々もまたエッセンシャルワーカーとして鋭意努力を重ね、その責任と使命感をもって幼児教育・保育に携わっている。しかしながら、このコロナ禍においても、一定の評価を得ながらも幼児教育・保育の分野は社会的インフラとしての地位がまだまだ確立されていない。子どもたちを地域全体で包括し支えていくという観点からも幼児教育・保育分野の社会的地位の向上を推進していただきたい。

少子化対策大綱について

5) 実現にはボーダレスな取り組みを

第4次少子化対策大綱では、結婚から子育てまでの段階に応じた切れ目のない取り組みを行うことが示されており、今後5年間で「集中取組期間」と位置づけられている。個々の取り組みが改善されることには、大きな期待を寄せており、認定こども園を含む幼児教育・保育施設もその一端を担っていくが、その取り組みの実現には、個々の取り組みが横断的に実施され、1年ごとに検証作業と見直しを行うなど、ワーキングチームの役割や定期的に検証を行う機能が非常に重要な鍵となると考える。行政の縦割りや社会的醸成など、隘路の打破に強力にかつ柔軟に取り組んでいただきたい。

新型コロナウイルスに係る就学前の子育て家庭への緊急アンケート調査 概要

本調査では、就学前の子育て家庭を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響下にある生活実態や心身状態等を把握するとともに、結果を踏まえ、問題点や課題を分析することにより改善の方向性を明らかにする。

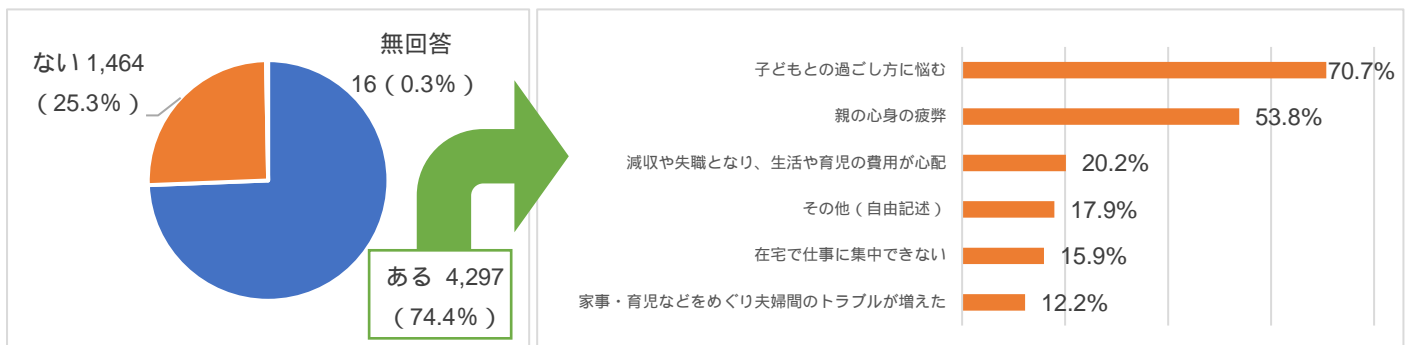
新型コロナウイルスに係る就学前の子育て家庭への緊急アンケート調査

回答者：0～6歳（小学校未就学児）の子どもを持つ保護者 5,777件（全国の47都道府県）
 調査方法：オンラインアンケート調査、調査票アドレス：<https://bit.ly/365EGRh>
 調査期間：令和2（2020）年5月15日～5月25日

【調査結果からわかったこと】

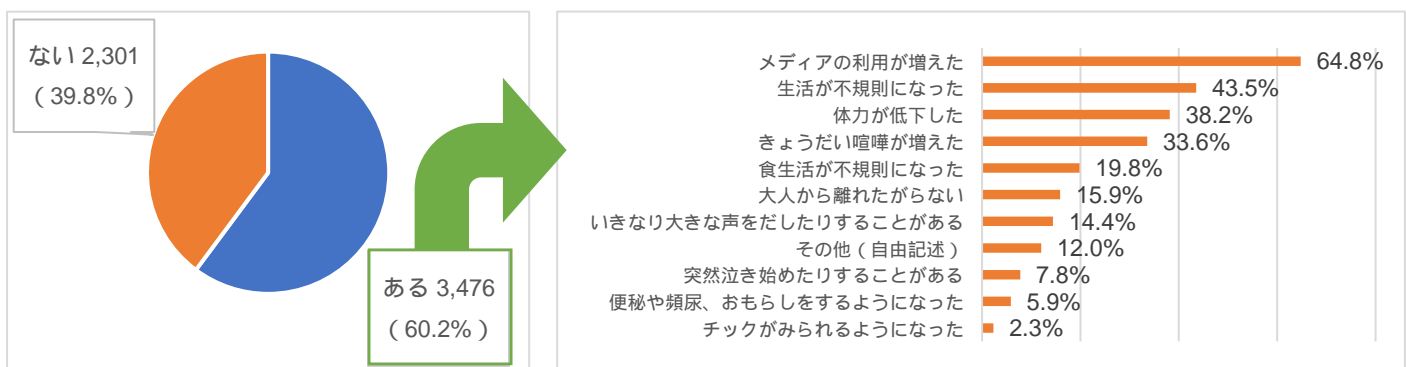
保護者の4人に3人が「子育てや生活で困った」と回答

- ・4人に3人（74.4%）が緊急事態宣言下で「困りごとがあった」と回答。
 困ったことのトップは「子どもとの過ごし方に悩む」の70.7%、次いで「親の心身の疲弊」53.8%。
- ・唐突に幼児教育・保育施設などで休園や利用自粛が始まり、子育て支援なども断たれたなか、“自宅幽閉”となった家庭では子育てのさまざまな悩みが多発していたことがわかった。
- ・「在宅で仕事に集中できない」15.9%などの回答も多く、在宅勤務が急増した結果、家庭内で仕事と育児の両立の困難、子どものメディア漬け、夫婦の衝突などが起きていた。



6割の家庭で「子どもに気になる変化」があった

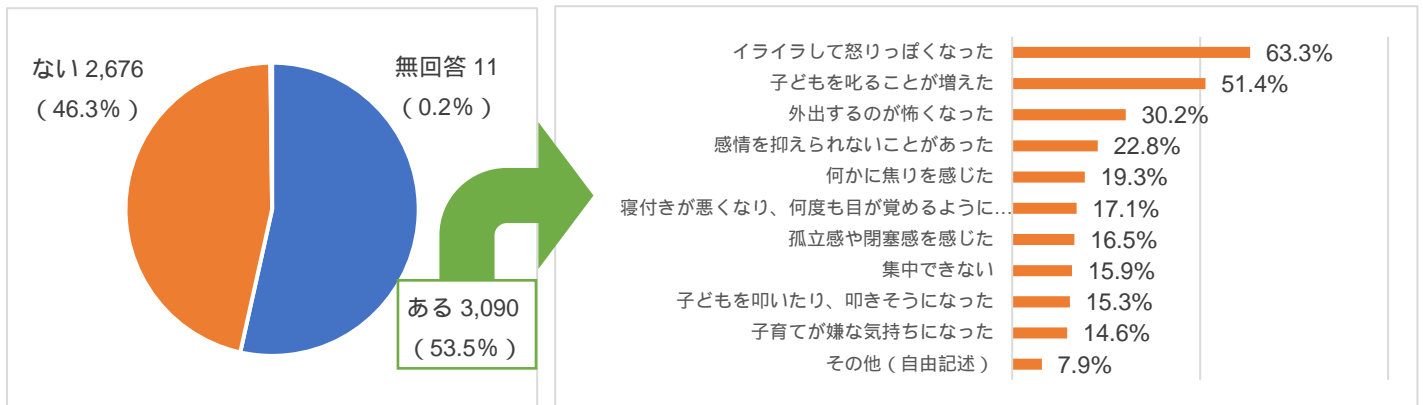
- ・子どもの「気になる変化」について60.2%が「ある」と回答。
- ・トップは「メディアの利用が増えた」で64.8%。次いで「生活が不規則になった」が43.5%、「体力が低下した」が38.2%、「きょうだい喧嘩が増えた」が33.6%、「食生活が不規則になった」19.8%。
- ・子どもの生活の乱れによる健康面の不安や、子どものストレスの増加を心配している様子がうかがえる。
- ・「大人から離れたがらない」（15.9%）、「いきなり大きな声をだしたりすることがある」（14.4%）など、これまではなかった子どもの行動を心配する声も挙がった。



保護者の半数以上が自身の心身に変化を実感

保護者の 53.5% が、緊急事態下の家庭生活において普段と異なる自身の感情や行動を経験していた

- ・約 1 割がメンタルの疲れや閉塞感を訴えた。
「イライラして怒りっぽくなった」63.3%、「子どもを叱ることが増えた」51.4%を合わせて、三、四人に一人が、怒ったり叱ったりしやすくなったと回答。
- ・「外出するのが怖くなった」30.2%、「感情を抑えられないことがあった」22.8%と続き、未知の感染症への恐怖を感じながらの育児に強い不安感や感情の揺れがあったことがうかがえた。
- ・不安定で孤立した状況が長引くなかで育児の負担感が増加したなか、「子どもを叩いたり、叩きそうになった」「子育てが嫌な気持ちになった」など、気がかりな状況がみられた。

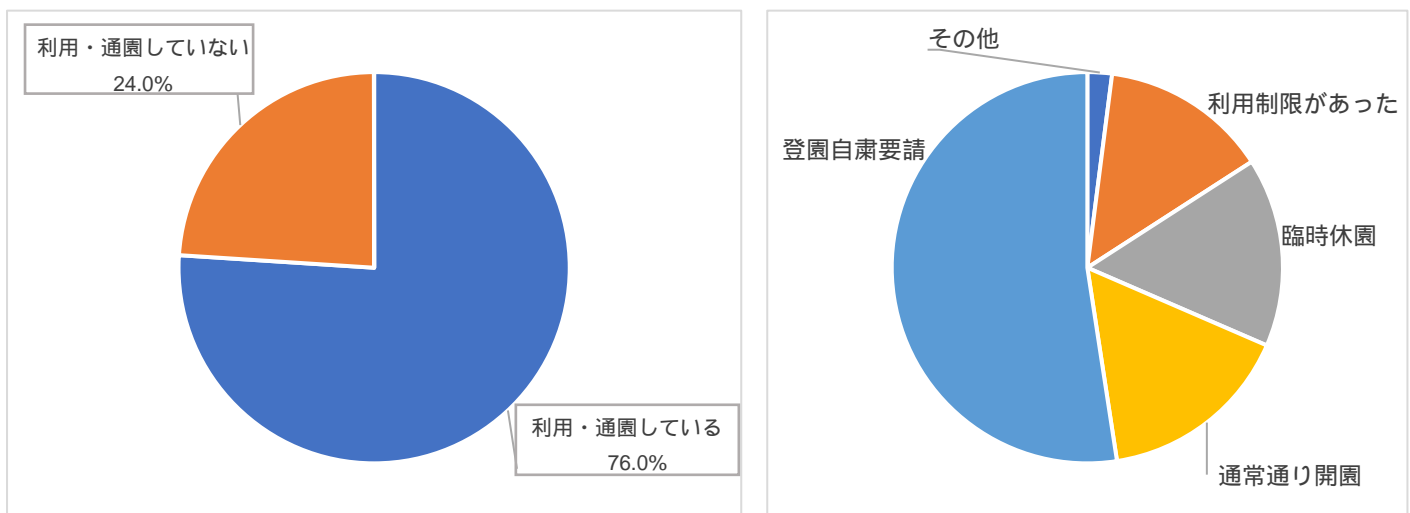


保護者から行政などへの要望に 1 3 0 0 以上の書き込み

- ・自由記入欄には 1,359 件の回答。目立ったのは経済的支援を求める声。収入が減る一方で出費が増え、経済的な負担感が強まっており、それに対する支援を求める声が非常に多くあった。
- ・就労時間や親の職種による一律の制限ではなく、家庭の実状を考慮した“保育の必要性”に応じて、幼児教育・保育施設や子育て支援事業の利用を認めるよう求めた声も多くみられた。
遊び場や居場所に関する声も多く寄せられ、公園に関する指摘だけでも 30 件以上あった。
- ・乳幼児健診を受けられない問題や、登園自粛期間中の保育料の取り扱いへの不満などもあった
- ・その他、小学生以上の学習の問題などきょうだいに小学生以上の子どもがいる家庭から、学習の問題についても多くの指摘があった。

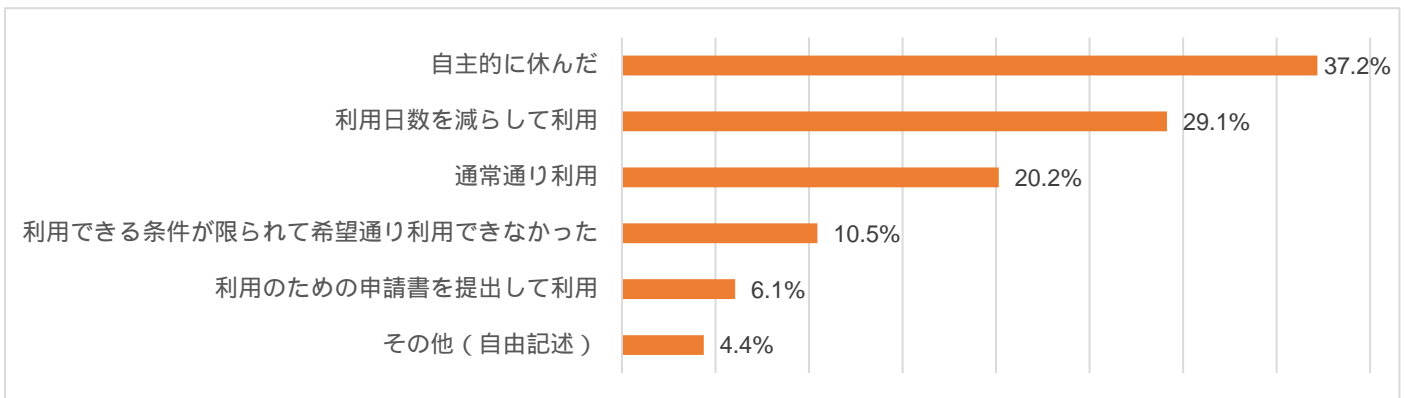
幼児教育・保育施設・子育て支援事業の利用状況について

以下は、認定こども園や保育園、幼稚園などの幼児教育・保育施設や地域子育て支援拠点などを利用する保護者に対し、緊急事態宣言下での運営や利用状況などを質問。76%が就学前の施設や子育て支援事業を利用していた。



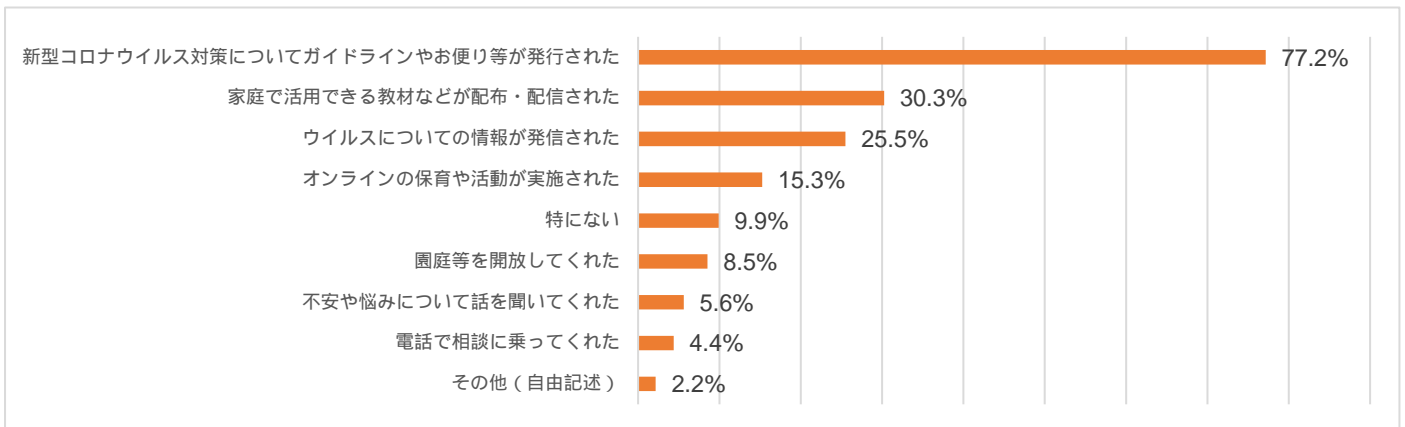
幼児教育・保育施設や子育て支援事業等を平時に利用する家庭の7割近くは利用自粛していた

- ・「自主的に休んだ」が37.2%で最も多く、「利用日数を減らして利用」が29.1%、「通常通り利用」が20.2%、「利用できる条件が限られて希望通り利用できなかった」が10.5%。
- ・保護者は自主的に子どもを休ませたり、利用日数を減らして対応するケースが多く見られ、子どもの感染のリスクを減らそうとしたと見られる。
- ・特定職種の家庭のみ利用を認めた施設や、通園施設とは別の施設の一時預かりを利用した家庭もあった。
- ・在宅勤務なら自粛して欲しいと求めるなど、家庭の様々な事情を十分に考慮せずに利用を制限したとみられるケースがあった。



幼児教育・保育施設や子育て支援事業などが家庭に対して行っていた支援策

- ・「ガイドラインやお便り等が発行された」が77.2%で最も多く、情報提供に努めた施設・事業者が8割。
- ・「家庭で活用できる教材などが配布・配信された」30.3%、「ウイルスについての情報が発信された」25.5%、「オンラインの保育や活動が実施された」15.3%。
- ・1割弱ながら、園庭開放など子どもの遊ぶ環境を提供した施設等もあった。
- ・「不安や悩みについて話を聞いてくれた」「電話で相談に乗ってくれた」は5%前後だった。



幼児教育・保育施設や子育て支援事業等への要望に約700の意見

- ・705件の記述があった。
- ・登園自粛や休園の運用への疑問、自粛が長引くことへの不安や心配。
- ・施設等からの情報提供がないことへの不満や不安。
- ・幼稚園利用者と保育園利用者（保育認定の1号と2・3号）の利用可否の対応の違い。
- ・在宅勤務やテレワークの苦勞に対する施設側の不十分な理解やサポート。
- ・登園自粛中の給食費や教材などの費用徴収への対応の差。
- ・マスクの着脱に関する疑問。

今後を考えるべき課題（提案）

「新型コロナウイルスに係る就学前の子育て家庭への緊急アンケート調査」結果を踏まえ、今後を考えるべき課題について、現段階で以下のように整理した。

全ての子育て家庭へのサポートの提供を検討すること

- ・外出自粛、在宅勤務、施設の利用制限が一斉に始まったことで、子育て家庭には大きな負担がかかった。
- ・子育てへのサポートは途切れ、親たちは孤立感、疲弊感、緊張感、不安感を高めていた。特に「母親への負担集中」が限界に達していることがうかがえた。
- ・非常事態における「保育の必要性」を柔軟に判断し、「親のレスパイト」のための預かり保育、相談や支援の提供などを検討する必要があると思われる。
- ・園庭や公園の人数制限付きの利用、スーパーの子連れ時間帯の設定なども工夫すべきではないか。
- ・「在宅勤務」が増えるなか、雇用主と保育施設の両側から家庭の育児の状況を確認し、適切なサポートを工夫する必要があるのではないか。

「全ての子どもの発達保障」の観点から支援策を考えること

- ・長い自粛生活が乳幼児に及ぼす影響の把握と、適切な対応策が求められている。
- ・長引く「密室育児」によるネガティブな生活変化により、乳幼児期を過ごす子どもたちの成長・発達に、悪影響を及ぼさないための対応が必要になっている。
- ・国や自治体は、専門家と協力し、早急な実態把握と適切な対応策を講じるべきではないか。
- ・親の就労時間や職種などにかかわらず、専業主婦家庭も含めて、家庭が必要と判断したら短時間保育を認めたり、園庭利用を認めるなど、「全ての子どもの発達の保障」の観点から支援を検討すべきではないか。
- ・外遊びや同年代の子どもとのかかわりなど、健やかな発達に大切な「遊びの機会の保障」も必要。

全ての子どもの必要な支援を届けるため、行政などによる対応を検討すること

- ・保護者の就労・非就労など家庭状況の区別を越えた、就学前の全ての子どもと家庭のための支援策を検討すべきではないか。
- ・感染症対策が続くなか、行政や就学前施設による対応には改善が必要ではないか。
- ・就学前の制度政策が福祉、保健、教育、子育て支援など縦割りで、統合的な対応が求められている。
- ・今回調査で十分にカバーできなかった、妊婦、外国出身家庭、病児・障害児など、様々な課題やニーズを抱えたケースも、状況を把握したうえで支援策を講じることがとりわけ急務と考えられる。

実施機関：特非）全国認定こども園協会 新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチーム

協力組織：公益社団法人 全国私立保育園連盟

NPO 法人 子育てひろば全国連絡協議会

にっぽん子ども・子育て応援団

保育園を考える親の会、保育総合研究会

私立幼稚園経営者懇談会（日本経済団体連合会・業種別団体）

日本プレイセンター協会 等（順不同）

第52回子ども・子育て会議への意見

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
理事長 奥山千鶴子

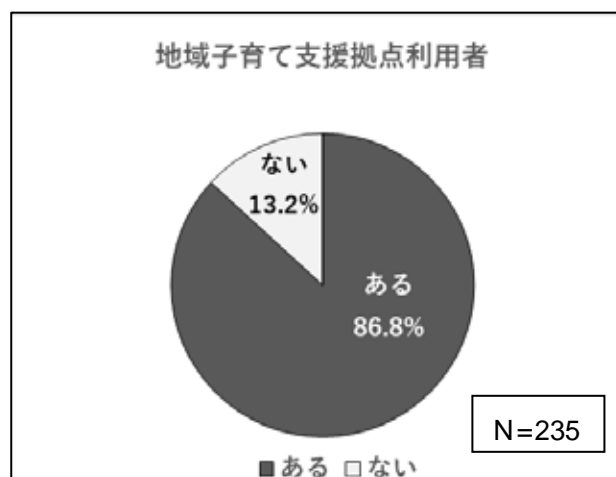
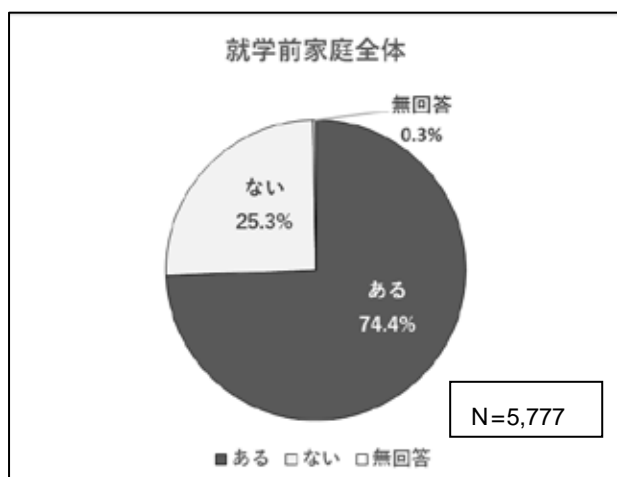
1. 新型コロナウイルス感染下の状況について

新型コロナウイルスに係る就学前の子育て家庭への緊急アンケート調査より

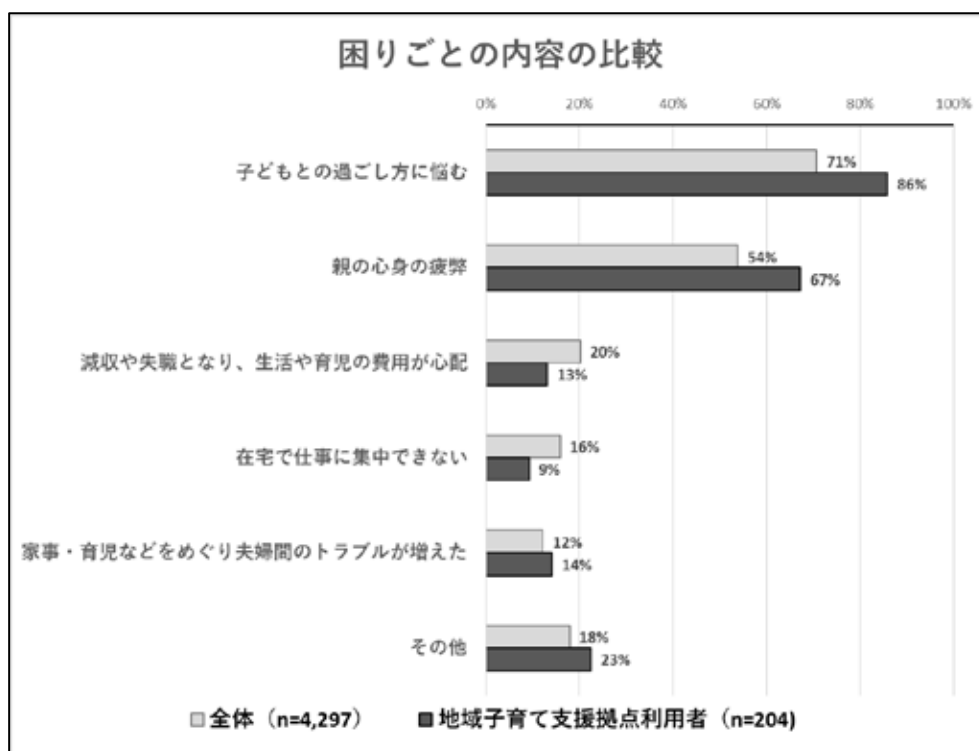
(全国認定こども園協会の調査に、NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会もご協力させていただきました。その調査データから、地域子育て支援拠点の利用者を抜粋し比較した結果です。)

就学前家庭全体と地域子育て支援拠点利用者の比較からは、在宅での子育てをしている可能性の高い、地域子育て支援拠点利用者の方がより「子育てや生活での困り感」が高い傾向がみられた。

設問：緊急事態宣言の発令や外出自粛などにより、子育てや生活で困ったことはありましたか？

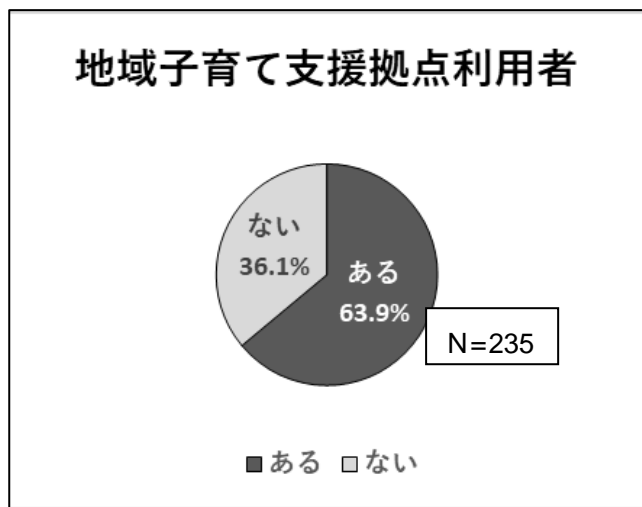
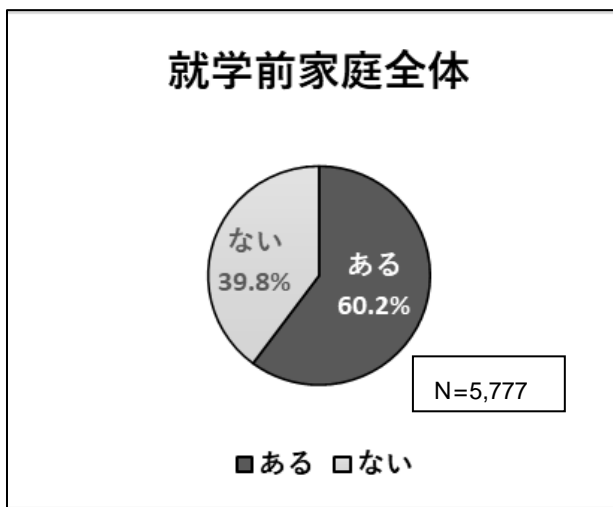


↓ 「ある」と答えた方の内容（就学前家庭全体 N=4,297、地域子育て支援拠点利用者 N=204）

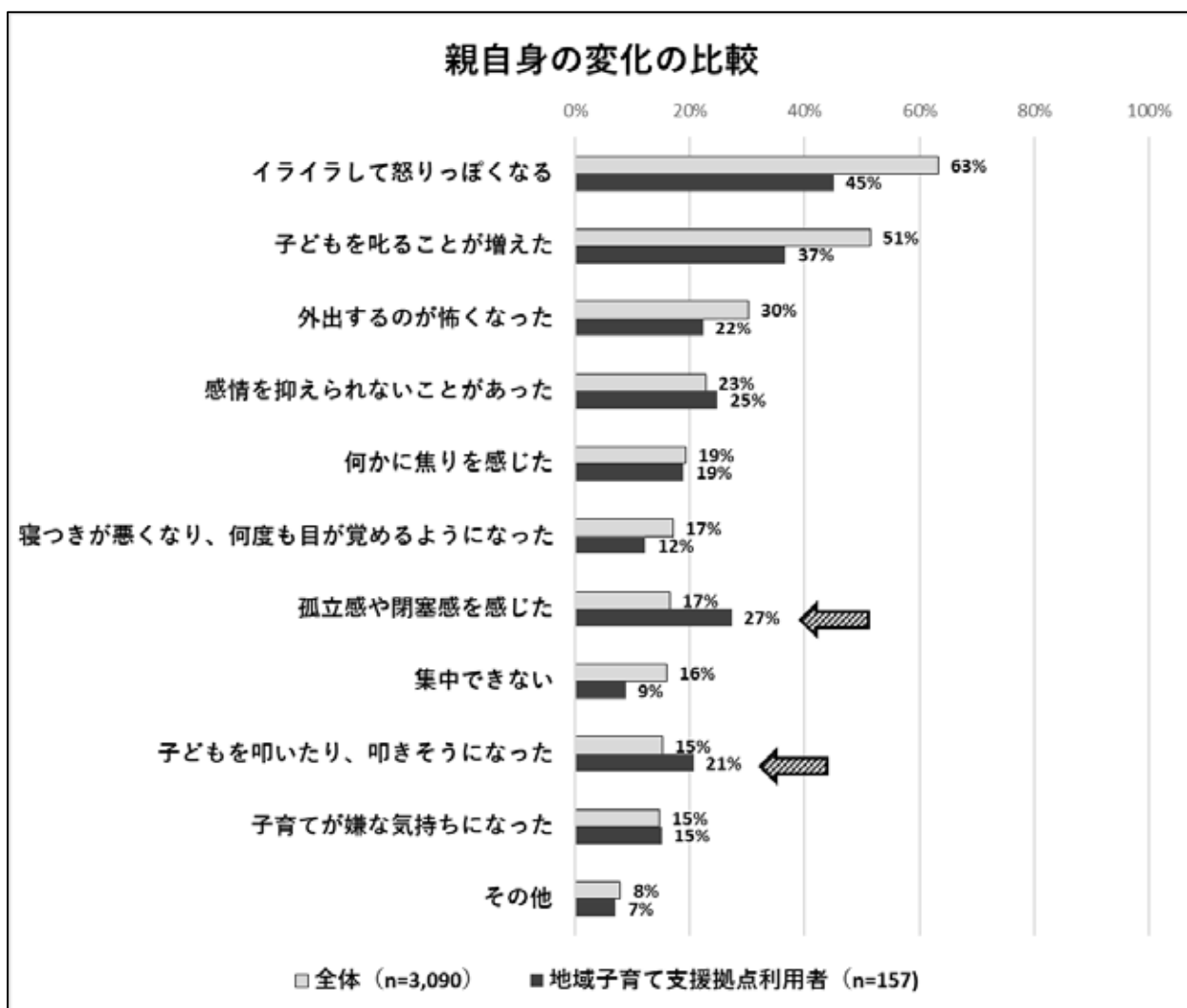


就学前家庭全体と地域子育て支援拠点利用者の比較からは、在宅での子育てをしている可能性の高い、地域子育て支援拠点利用者の方がより「親自身の感情や行動の変化」を感じ、特に「孤立感・閉塞感」を感じている傾向がみられた。

設問：緊急事態宣言の発令や外出自粛などにより、家庭に大きな負担がかかっていますが、家庭内で普段と異なる感情を抱いたり、行動をとるなどのご自身の変化を感じたことはありますか？



↓ 「ある」と答えた方の内容（就学前家庭全体 N=3,090、地域子育て支援拠点利用者 N=157）



ひろば全協主催「緊急オンラインブロック会議」より

開催期間：2020年6月8日～26日 全国で11回 参加団体：98

【自粛中の現状】

- ・つながりがきれいなよう、はがきの送付、FB/ブログの更新、インスタの活用、オンラインひろばの開催を行った。
- ・園庭や玄関アプローチを活用した絵本の貸し出し。工作キット、生活用品の提供、情報発信。
- ・交流の場は閉じたが、相談機能、一時預かり事業を継続。利用者支援事業を併設の地域子育て支援拠点は機能を維持したところが多数。
- ・すでにこれまで目的別グループ（サークル）が出来ている人たちにはオンラインミーティングで対応。

【課題】

- ・再開にあたり、対応の基準が市町村から示されず困った。特に消毒や衛生面での対応について。
- ・相談業務は、メールでは限界がある。
- ・国から補助金や委託費の継続の通知があったが、一部混乱があった。
- ・ボランティア含め、地域の人材活用が難しい。

【期待・展望】

- ・リアルな交流の場の価値の発信（安心できる場の獲得、セルフケア意識の醸成、養育力の獲得、子どもを通じた仲間の獲得、肯定的な養育イメージの獲得、配偶者・親世代との関係構築、将来展望の獲得等）
- ・オンライン活用の基準の策定
- ・オンライン活用のための研修
- ・オンライン利用からリアルな交流の場へのつなぎ・移行のための工夫
- ・上記、IT化促進のための予算確保

は、新型コロナウイルス感染拡大により、課題を顕在化させたと捉え、保育所、認定こども園、幼稚園就園前の子育て家庭の孤立や地域とのつながり構築が急がれる状況が把握されました。

2. 子育て支援分野の社会的処方¹について

～産前産後ヘルパー派遣事業、ファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業の拡充に向けて～

新型コロナウイルスの感染拡大によって、妊産婦の健診、両親教室、産前産後サポート、里帰り出産などが難しいという事態になりました。これからの社会を考えたときには、里帰りをしなくて実家機能を地域が果たせるよう、産前産後サポートが一般の家庭にも利用できるよう体制を整備していく必要があると考えます。

家事支援、子育て支援、地域住民の支え合いといった観点から、産前産後ヘルパー派遣事業、ファミリー・サポート・センター事業の拡充が必要です。高齢者の分野で、孤立した高齢者に医者が薬を処方するように社会とのつながりを処方する「社会的処方」、孤立という病を地域のつながりで治す方法に注目が集まっています。出産によって一時的に孤立する家庭を、地域が包括的に支援する体制づくりが求められ、子育て世代包括支援センターが中核を担っていくこととなりますが、家庭をサポートする具体的な支援メニュー、地域の社会資源との仲介役である利用者支援事業等のコーディネーターが足りません。全国、どの地域で子育てしても、産前産後ヘルパー派遣事業、ファミリー・サポート・センター事業が身近にあること、地域の支えがあることが専門職の支援に加えて、より重要であることが明らかになったと思っています。

市町村の産前産後サポートの実態、産前産後ヘルパー派遣事業・ファミリー・サポート・センター事業・利用者支援事業の実施率、認知度、利用率などをしっかり把握し、子育て分野でも「社会的処方」の拡充策を考えていくべきではないでしょうか。

¹ 参考：「社会的処方 孤立という病を地域のつながりで治す方法」 西智弘編著 学芸出版社 2020年2月

3. 地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業の連携について

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業（基本型）における利用者の個別ニーズの把握・相談対応状況に関する調査研究」より

検討委員：伊藤篤（甲南女子大学教授） 倉石哲也（武庫川女子大学教授） 鶴宏史（武庫川女子大学准教授）
奥山千鶴子、中條美奈子、松田妙子（NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会）

目的：地域子育て支援拠点事業における相談と、利用者支援事業（基本型）の実態を把握し、支援現場においてどのように機能し、個別ニーズに対応しているのか、それぞれの機能と役割の相違点や連携、相乗効果等について検証し、相談支援の質的向上を図る。

調査対象：全国の市区町村（悉皆アンケート調査） 全国の利用者支援事業（基本型）実施自治体（アンケート調査） 全国 10 カ所の両事業実施団体の職員とその利用者（ヒアリング調査）

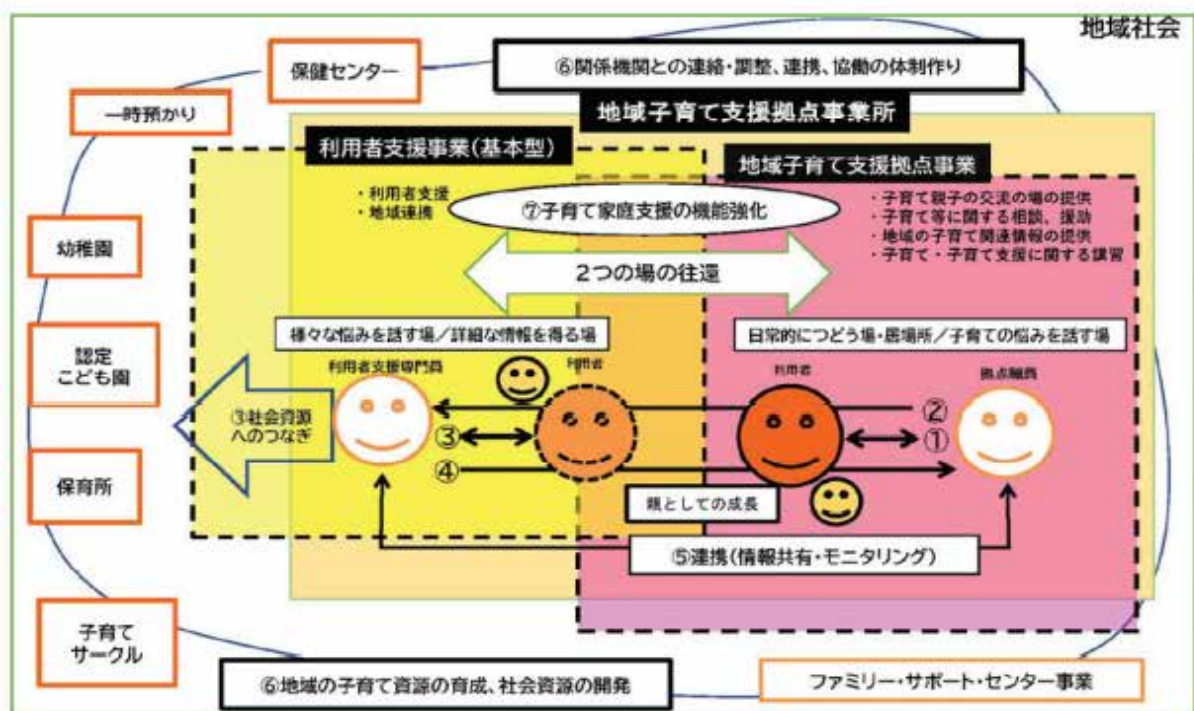


図 5-1 地域子育て支援拠点と利用者支援事業（基本型）における相談対応

- ・地域子育て支援拠点の職員は、日常生活における「身近な相談相手」として、利用者の悩みに応じて利用者支援専門員につなぐか否かを選別する「トリアージ」としての役割と、「利用者支援事業へのパイプ役」「社会資源へのパイプ役」としての役割を有している。
- ・利用者支援専門員は、「身近な相談相手」であるとともに、「深い悩みを引き出す相談相手」や「詳細な情報の提供者」としての役割を有している。また、他の社会資源や当該地域子育て支援拠点へのつなぎを行い、必要に応じて同行や付き添いを行い、「社会資源への仲介者」としての役割を果たしている。
- ・地域子育て支援拠点に利用者支援専門員が配置されることで、利用者は日常の場(地域子育て支援拠点)と、利用者支援事業という悩みを話し解消できる場を「往還すること」を可能とし、拠点のもつ「寄り添い型支援」を強化されることが考えられる。

地域子育て支援拠点に利用者支援事業（基本型）の配置をすることで、相談機能及び寄り添い型支援が強化されることが明らかになりました。

2020年6月26日

子ども・子育て会議 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財)日本病児保育協会 理事長
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長
認定NPO法人フローレンス 代表理事
医療法人社団ペルル 理事長
駒崎弘樹

意見書

シッター等保育者の性犯罪歴チェックの仕組みも導入してください

- 1 今年度に入り、ベビーシッターマッチングアプリの大手キッズラインの登録シッターが性犯罪容疑で立て続けに2人も逮捕されました。
- 1 1人の性犯罪者は、平均380人の被害者を生んでいるという研究もあり、被害に遭っても親にも言えず、心にトラウマを抱えてしまっている子どもたちが多く存在すると思われます。小児の性犯罪は、闇に埋もれてしまうケースが多いのです。
- 1 海外では、子どもを性犯罪などから守るための仕組みが導入されています。例えば、イギリスでは、子どもと直接関わる保育士やベビーシッターなどとして働くためには、DBS (Disclosure and Barring Service) という政府部局が発行する犯罪歴証明書が必要です。雇用者である保育所やベビーシッター事業者は、この証明書により、性犯罪などの犯罪歴がないかチェックした上で採用することができます。
- 1 ベビーシッター等の保育者による性犯罪がこれ以上繰り返されないように、「性犯罪歴照会システム」(日本版DBS)を早急に導入していただきたいと考えます。
- 1 また、内閣府はベビーシッター補助の対象事業者が事故等を起こした際に、是正勧告をし、是正がなかった場合に対象から除外する等のルールを作るべきではないでしょうか。

所得税法第9条に定められる「非課税対象」に、「保育費用」も入れて下さい

- 1 所得税法は第9条において課税がされない例外規定を設けており、学費関係や障害者給付などについて課税が免除されていますが、「保育費用」は対象外です。
- 1 平成23年に成立した子ども子育て支援法などにおいて、「保育にかかる費用は非課税とする」旨の文言が入りましたが、これは内閣府の事業にしか適用されず、地方自治体が行う施策は対象外となっています。

【子ども子育て支援法】

(租税その他の公課の禁止)
第十八条 租税その他の公課は、子どものための教育・保育給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

- 1 現に、東京都が共働き世帯を応援する施策として実施している「東京都ベビーシッター利用支援制度」では、利用者への助成金が、その利用者の所得扱いになって課税されています。

東京都では、平成30年度から、待機児童対策としてベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）を実施しています。

本事業は、待機児童の保護者又は育児休業を1年間取得した後復職する保護者が、お子さんが保育所等に入所できるようになるまでの間、本事業の参画事業者として東京都の認定を受けた認可外のベビーシッター事業者（下記参照）を利用する場合の利用料の一部を助成するものです。

(東京都福祉保健局HP ベビーシッター利用支援制度の説明より)

東京都及び区市町村が公費で負担した額（助成額）は、利用者にとって、所得税法上の「雑所得」となり、その他の給与所得以外の所得金額との合計額によって、以下の申告が必要です。（申告により、後日、所得税等が課税されます。）

(東京都福祉保健局HP ベビーシッター利用支援制度「令和2年度利用約款」)

- 1 各自治体が工夫して創設した事業において「利用者が受けた助成に所得税がかかってしまう」という状況を直ちに是正し、利用者が幅広い選択肢の中から子育てと仕事を両立するという環境を後押しするべきと考えます。

保育の必要性認定に「多胎児」を入れてください

- 1 昨年の子ども・子育て会議でも提案し、12月発信の『子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について』に「多胎児をもつ子育て家庭等への支援や（中略）問題提起がなされたところであり、こうした点についても、検討を行うべきである。」と記載されました。引き続き本件のご検討をお願いしたく、以下

はその理由を補足するものです。

(1)多胎児親と単胎児親の育児不安比較

以下の表は育児不安の項目別に双生児の親と単胎児の親を比較したものです。

(『母親の育児不安と双生児の精神運動発達の関連性の検討』日本公衆衛生雑誌53巻11号より)

育児困難感 は「自信が持てない」「心配なことがある」といった不安内容について、育児困難感 は「虐待しているかもしれない」「イライラしている」「おこりっばい」といった不安内容です。

育児困難感	双生児		/	単胎児	
育児に心配事がある	77%	72%	/	49%	39%
育児に自信が持てない	44%	51%	/	29%	22%
育児困難感					
子どもを虐待しているのではないかと思う	23%	21%	/	2%	4%
私は怒りっばい	67%	79%	/	51%	5%

(: 1歳児 : 2歳児)

困難感 ・ ともほぼすべての項目で双生児親のほうが単胎児親より有意にポイントが高いことが伺えます。

特筆すべきなのは育児困難感 の「虐待しているのではないかと思う」に対して20%超、つまり5人に1人の親が「はい」と答えている点です。

また、「私はおこりっばい」に対して1歳児親の約67%、2歳児親では79%が「はい」と答えており、単胎児親の50%という数値よる遥かに高い結果となっています。

ちなみに育児困難感 については、令和2年度予算化された【ピアサポート】【相談支援】といった政策である程度向上することが予想されますが、育児困難感 については未だに的確な支援政策は打たれておりません。

(2)多胎児家庭と兄弟児家庭比較

多胎児家庭は、同じ発達段階の子どもが2人以上同時にいるため、主たる養育者の睡眠不足や疲労蓄積は凄まじいものがあります。一方兄弟児家庭では年子でも1年半以上の間隔が開くことが多く、大きな違いがあります。外出困難さも、多胎児家庭は顕著です。

実際に、歳の差の近い兄弟を育てた後に双子を育てた家庭の親御さんからは

- 1 兄弟児であれば、下の子が生まれたときには上の子が既に1歳半近くになっていることが多い。その場合、上の子はお風呂で手や目を少し離せる／食事を座って食べられる／お昼寝や夜の就寝で、起きることや泣くことが極端に減るといった状況になる
- 1 また移動の面でも、自転車や車・バギーに乗せられる、自分でも歩ける、階段上り下りできる、エレベーターも立って乗れる、電車でもなんとか普通に立ち振る舞いができる、という状況になる。一方双子の場合は上記行動が取れない年齢の子どもを2人抱えたまま長期間を過ごすことになり、家でも外出先でもたくさんの困難な育児状況となり、精神的に追い詰められる。
- 1 目と体と神経を子どもから離すことができない子どもを二人分抱えることは、歳の近い年齢の兄弟を持った状況とは格段の違いがある。

といったコメントをいただいています。

(3) 仕事をもつ母親と専業主婦の育児不安比較

専業主婦の育児不安に関する論文は多数存在しましたが、主に看護系の論文より以下を引用します。

- 1 専業主婦の場合では、働く母親（フルタイムやパート）と比較して育児ストレスが多かった。専業主婦はストレス内容として「自分だけで子育てをしていると思う」とあるように、子どもと一緒に過ごす時間が多くなり母親だけでの子育てとなるため、社会から孤立してしまい閉塞感を感じるのではないかと推測される

就労している母親に比べて人と交流する機会や他者に個人として認められることが少なく、孤立感を深めやすい

(『乳幼児をもつ母親の育児ストレスの要因に関する文献検討』三重県立看護大学2017)

- 1 乳児期の子どもを抱える養育者にとって、1日の大半を家で過ごし、育児に専念する生活が母と子の密室状態となり、社会との接点を失った養育者は閉塞的な状況に陥りやすい

『乳幼児健康診査を通じた育児支援：育児ストレス尺度の開発』福岡県立大学看護学部紀要2013)

- 子どもから離れる時間がない専業主婦は育児不安が高い傾向にある。そうした時間を作るために子どもを預けられるネットワークをもつことが有効

(『家族社会学』20巻2号.2008.木脇奈智子ほか)

つまり専業主婦のほうが仕事を持つ母親よりも孤立感や閉塞感から高いストレスに晒されていることがわかります

(4)(1)～(3)をまとめると、多胎児家庭×専業主婦という家庭について保育園に入園させて支援をする必要性が高いと考えます

多胎児の母親は、妊娠中の高リスクな生活や出産後の生活への不安により仕事を辞める傾向が高く、

- 双胎児の母親は圧倒的に専業主婦が多い(約8割が専業主婦)
- 昼間の養育者の9割は母である

(『母親の育児不安と双生児の精神運動発達との関連性の検討』日本公衆衛生雑誌53巻11号より)

となっています。

また、先日6月23日に東京都町田市で起きた多胎児への虐待死事件¹も、専業主婦の母親による犯行でした。母親は「ぎんぎん泣くのでまいってしまった」「泣き声を聞くと自分が責められている気がした」と供述しています。

【ピアサポート】や【相談支援】は一定の効果はあると考えられますが、直ちに全国で実施されるわけではなく、どこに住んでいても苦しい状況の就労していない多胎児家庭が保育サービスを受けられるようにすべきです。

「多胎児全家庭に保育の必要性認定を出してしまったら、濫用されて、必要のない家庭まで保育園に入ってしまうのではないか」という懸念があるかもしれませんが、家族や地域のフォローを受けることで保育園入園を不要と考える家庭は、保育費用もかかることですし、入園の申請をしないはずで、申請は本当に必要な人だけに絞られていく可能性が大きいと考えます。

息つく間もなく必死で多胎児を育てている家庭の子どもを、保育園で預かって下さい。そのためには、保育の必要性認定の変更が必要です。保育の必要性認定に【多胎児中であること】を入れて下さい。

¹NHK WEB「2歳長男に布団を巻きつけ殺害か 母親を逮捕 東京 町田」<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200624/k10012481801000.html>

居宅訪問型保育事業に「障害児保育加算」を適用してください

- 1 居宅訪問型保育事業（障害児向け）は、障害、疾病等で集団保育が著しく困難であると認められる児童等を対象とした制度です。
- 1 障害、疾病等のあるお子さんをお預かりする場合、専門のスタッフを採用し、医療的ケアの手技ができるよう育成を行う必要があります。
- 1 このため、都市部（東京都豊島区、江東区、杉並区、渋谷区等）で待機児童対策として行われている居宅訪問型保育事業よりも、多くの費用がかかりますが、現状は「連携施設加算」のみでしか公定価格に差がない制度となっています。
- 1 同じ地域型の小規模保育事業には「障害児保育加算」が存在し、特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算される仕組みが存在します。
- 1 また、今年度より千代田区では障害児を預かる居宅訪問型保育事業に対して「障害児等対応加算」が新設されました。
- 1 同様の仕組みを居宅訪問型保育事業（障害児向け）に追加する等、公定価格の見直しを求めます。

アウトリーチ型の子育て支援サービスの充実に向けて、ニーズ・課題の実態調査を提案します。

- 1 新型コロナウイルス感染問題は、社会に大きな影響をもたらしており、特に、子どもと子育て中の人びとに様々な変化や課題が現れています。
- 1 緊急事態宣言が発令され、保育の利用自粛が続く中、多くの親子が家に閉じこもらざるを得なくなりました。その結果、児童虐待のリスクが高まり、小規模保育の現場でも、気になる子ども・保護者への声かけなど、保育ソーシャルワークの観点から取り組みを続けています。
- 1 一方、育児支援ヘルパー、養育支援ヘルパー、ひとり親支援ヘルパー、またいくつかの自治体で取り組まれている産前産後支援ヘルパーなどの訪問型支援については、緊急事態宣言が発令された期間においても、必要とされる家庭に対しヘルパーは細心の注意を払いながら対応しました。
- 1 施設型保育の利用自粛が続く中での最後の支援の砦となって、各種子育て支援ヘルパー派遣事業は継続されています。しかし、一方に対応できる事業者の少なさ、人材確保の課題も見えています。
- 1 子ども子育て会議では、すでに子ども子育て支援計画の新たな5年をスタートする年ではありますが、今般の新型コロナウイルス感染問題を機に起こっている、子ども・子育て支援に関する課題をとらえ、より効果的な計画を実施するため、「アウトリーチ型の子育て支援に関する実態調査（利用者およびサービス提供者を対象）」を実施されることを提案します。

公定価格の土曜減算の閉所に関する具体的な通知を出してください。

- 1 保育所等を土曜日に閉所する場合の減算調整について、閉所日数に応じて段階的に減算する仕組みに見直されましたが、自治体により閉所の解釈にばらつきが見られます。
- 1 利用希望がないといった理由により土曜日を閉所する場合は減算となりますが、例えば利用希望があったが直前にキャンセルとなった場合も、利用者がいないという理由で減算する自治体があります。
- 1 小規模保育では、そもそもの土曜利用希望者が少なめです。例えば1人の子どもに対応するため、予め保育士2人、調理1人を配置するシフトを組みます。しかし、直前のキャンセルで利用がなくなっても開所することになりますし、人件費はかかります
- 1 よって、利用者があるかないかでは無く、利用希望があったかどうかで開所・閉所の判断をして頂く運用とする通知をお願いします。

公定価格加算項目のうち、「利用実績によって」加算額を算定する項目へのコロナ対応の補償を全般的にしてください。

- 1 コロナによって登園自粛を求めたことによる影響として、公定価格加算項目のうち、「利用実績によって」加算額を算定する項目への補償が全般的にされていません。
- 1 報道や公式回答では、公定価格は満額補償されているので保育士への給与初め、事業者が100%給与を保障するべきという議論がされているところではありますが、実際には減収が見込まれております。（加算項目によっては年ごとの実績値のものもありますので、顕在化するのは来年の実績報告時かと思えます）
- 1 特に、一時預かり、幼稚園型預かり保育、延長保育や病児保育、ひろば事業などの実績に基づく評価については積極的に地域の子育て支援に尽力してきた法人ほど影響が甚大です。
- 1 そして、規模が小さい小規模保育所においては、少しの加算減でも、運営費上に比率を考えると影響が大きく、規模の大きな認定こども園などでも、実績値の大きな法人は金額が甚大です。
- 1 支出のほぼすべては人件費のため、100%を保障するように報道されるのであれば、やはり見込まれていた利用者数（例えば昨年度実績や定員等での酌量）に見合う補償ないしみなし実績をしていただきたく思います。
- 1 保育所においては、11時間開所の補助金などは昨年度実績との見合になったと聞いております。
- 1 つきましては、公定価格加算項目のうち、「利用実績によって」加算額を算定する項目への補償を全般的にさせていただきたく思います。

保育所や学童保育の職員にも慰労金を出してください。

- 1 緊急事態宣言下、新型コロナウイルス感染防止のため、学校は休校措置を取りましたが、保育所や学童保育は、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な方々の子ども等を預かるため、開所していました。
- 1 令和2年度二次補正予算では、医療機関の医療従事者及び職員に対しては、感染リスクと厳しい環境の下で、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることから、慰労金が支払われることになりました。
- 1 また、介護施設・事業所に勤務する職員に対しても、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めたことから、慰労金が支払われることになりました。
- 1 一方、保育所や学童保育の職員は、自らの感染リスクを感じながら、子どもたちに絶対に感染させないように細心の注意を払って、懸命に保育サービスを継続していたにも関わらず、慰労金が支払われないのは公平性に欠けます。
- 1 「子どもが感染すると重症化するリスクが高いと必ずしも言えない」とのことですが、検討ポイントが的外れであり、従事者が重症化するリスクで検討すべきと考えます。
- 1 「クラスターの発生率は、他の福祉施設に比べると低く、死亡例も少なくて軽症者が多い」とのことですが、実際クラスターが発生していても子どもは無症状、軽症、もしくはみずから体調不良を訴えることができません。見た目や検温だけでは分からないこともあり、その中で保育従事者は介護従事者同等の感染リスクにさらされています。介護も保育も重症化リスクは従事者の属性次第であり、なんら変わりありません。
- 1 福岡市、大阪府摂津市では、保育従事者の感染リスクを理解いただき、独自に慰労金を支給していることを確認しております。
- 1 保育所や学童保育の職員にも慰労金を支給してください。

ひろば事業などの実施方法としてオンラインでの実施も実績として計上できることについて、自治体向けQ & Aで示してください。

- 1 コロナ対応により、保育や子育て支援の取り組みが多様化しています。特に、ICT技術を使ったオンライン保育や、オンライン会議の仕組みを使った子育て支援のイベント開催などが増えております。保育事業者も工夫を凝らしてソーシャルディスタンスを取りながらの子育て支援に取り組んでいると言えるでしょう。
- 1 ところが、一部の自治体においてはオンラインでの子育て支援に対し、「ひろば事

業」などの実績や企画として認めない例や、「オンラインは行政として推奨していない。公園などで2 mの距離を置いて開催するなど考えるように」と指導している例なども散見されてきました。

- Ⅰ しかし我々保育現場としては、ICTを活用した取組については、コロナ感染のリスクを抑えながら人のつながりを維持することに非常に有効と考えており、むしろ推奨されることと考えております。
- Ⅰ つきましては、ひろば事業などの実施方法としてオンラインでの実施も実績として計上できることについて、自治体向けQ & Aで示してください。

コロナの影響による失業者に対し、保育認定の延長を柔軟にできるように自治体に通知していただきたい。

- Ⅰ コロナの影響によって失業者が増大を始めており、更なる深刻化も予想されていません。
- Ⅰ 雇用情勢は不透明なままであり、保育所等の保護者の中にも失業をはじめ大きな不安を抱えている方も増えてきました。
- Ⅰ 昨年度の、「保育新制度5年目の見直し」において、改めて求職事由による認定は90日という原則が確認されており、延長も慎重にするよう指示されています。
- Ⅰ しかし、現在の情勢を鑑み、今年度の認定に関して猶予期間を長めにとっていただくことなどの配慮を行うことを各自治体に通知していただきたく思います。

意見書

全日本私立幼稚園連合会
政策委員長 水谷 豊三

地域区分について

6 割の都道府県と 9 割の市町村が見直しの必要なしという調査結果となっているが、この調査で把握しにくい要素があります。

全国の都道府県で過疎地傾向が強いほど、隣接市町村との地域区分の格差が出ていない。

その他地域で占められている県もあります。地方創生、東京一極集中の是正の観点から、地域の核となるべき県庁所在地の自治体でもその他地域となっていることを是正してほしい。

今回の調査では東京都に隣接する自治体が象徴的に表しているように格差が大きい地域は限られた過密地域で生じる傾向があり、地域区分格差の是正が望まれる。

都道府県単位で統一するくらいがよいのではないか。

100 分の 20 地区の単価を下げるわけにはいかないもので、低い地域を徐々に引き上げていく対応が必要ではないか。

待機児童がいる過密地域にこそ人材不足を解消する手立てが必要であり、処遇改善に直結する地域区分格差を是正する加算項目を待機児童がいる地域に設定してはどうか。

一時預かり事業(幼稚園型)の障害児受け入れ単価の創設は、働くことをはじめ、多様な幼児の実態からも、大変有用な制度です。

預かり保育の 4 時間から、教育時間と長時間預かりを合計した 11 時間を想定したものとして、今後は幼児教育・保育の現場の人材確保に資する単価設定の充実を見据え、充実を進めていただければと思う。

子ども・子育て新制度の教育・保育給付制度の 2 号認定児に対する給付費と、幼児教育の無償化のために創設された施設等利用給付制度の 2 号認定児に対する給付費を同一水準にすべきではないか。

どんな種別の施設であろうと、施設の設定基準が同一の場合は加算単価を同一にし、同一ではないケースなどの場合に差が出るようにしていただきたい。

例えば担当者が有資格者で配置定数が同じ水準の場合は同一単価にすることで、施設間の格差が生じないようにしていただきたい。

認定こども園で待機児童を積極的に受け入れた結果、2・3 号の実員が利用定員を大きく上回った場合、将来的に 2 号の利用定員の増加、1 号の利用定員の圧縮 または 2 号児の利用定員を維持したままで施設型給付の減額というペナルティを受けることとなっています。こうした待機児童の積極的な受け入れが、園全体の減収、収支の悪化につながり、2 号児の受け入れを躊躇せざるを得ない状況となることが予想されています。

今後も、待機児童が一定程度発生する自治体においては、現在ある利用定員の変更までの猶予期間、5 年を延長することを認めるなど認定こども園への柔軟な対応を是非、お願いしたい。

全国病児保育協議会会長 大川洋二

令和元年度 病児保育事業の運営状況に関する調査報告書への意見。

厚労省の調査は、日本の病児保育事業全体を捉えていて、全国 2800 の病児保育事業施設の 760 施設について分析され、母集団の回収率は 27%と低い。病児、病後児、体調不良児についての回答が母集団の割合に近い比率で回収されている。

協議会の調査は、全国病児保育協議会加盟施設を対象にしており、対象施設は 687 施設（平成 30 年度調査）で回収数は 488 で回収率は 70%である。その分析によると医療型施設が 68%、病児対応型施設が 83%と偏っていて、実数では医療型施設数が 328、病児対応型施設数が 407 であるので、日本全体の医療型施設、病児対応型施設については協議会の調査によって、すでに実情を示しているが、施設類型や事業類型についての分析はできていない。厚労省と協議会の調査は、日本全体の病児保育事業の実態を相互に補完できるものとする。

協議会の調査が医療型や病児型の実態の解析を、厚労省の調査がそれ以外の施設類型や事業類型（病後児型や体調不良児、非施設型）の実態の解析を行い、役割の分担をすることができる。そのためには、厚労省のデータから非医療型の施設、特に事業類型が病後児型や体調不良児型の施設を中心とした解析をすることは全体の把握に繋がる。協議会は 10 年以上加盟施設の調査を続けているが、今回の厚労省のデータでは、定員数、預かり児数、保育職員数、給与など多くの点で異なるからである。したがってサンプルからこのように性質が異なっている集団を除くことは、厚労省の調査が非医療型や病後児型、体調不良児型の実態や課題を明瞭にさせることに繋がる。特に収支において、補助金事業として事業類型が異なれば、算出方法が異なる。したがって事業類型別に分類、作成しなおして、必ずサンプルサイズを記載する。人員、給与等についても、社会福祉法人であれば、法人全体としての会計の仕方が、個人事業や医療法人とは異なると考えられるので、病児保育事業以外の法人事業とでの職員への支給の按分割合などを示す必要がある。

調査の評価

平成 30 年度の交付金の改訂はまだ普及しておらず、調査時期が早かったと考えられる。交付金システムは病児、病後児、体調不良型では異なり、別個に分けて解析すべきと考える。病児、病後児を分けて解析、収支差額別の解析が必要。この表記では赤字施設が少ないと誤解される。調査結果の概要としては利用児童数の変動、採算を確保することが困難、キャンセルが多い、人材確保の困難など正確な把握ができていると考える。

29 年度と 30 年度比較で 40 万円程度の増加は、30 年度の交付金の改訂が行き届いていないことを表す。30 年度からの交付金増額があった施設数を調べるべきであった。

赤字施設は 66.6%であるが体調不良型、病児、病後児を分けて解析、収支差額別の解析が必要。この表記では赤字施設が少ないと誤解される。

保育士の給与：338,000 円(月額)は当事者感覚ではない。きわめて非現実的な金額である。(年収は 500 万円相当)

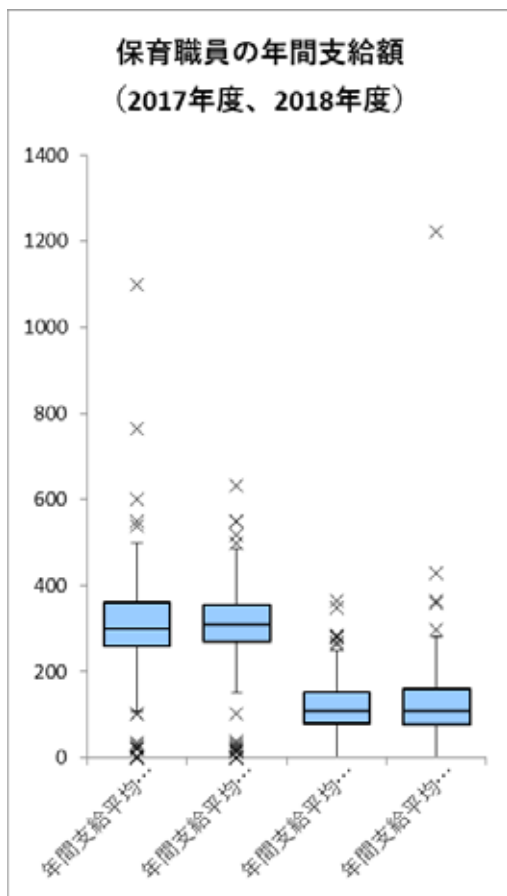
スタッフの年間支給額（万円）

		サンプル数	平均	標準偏差
常勤	2017年度 全体	188	306.6	125.0
	医療機関併設型	142	301.4	123.7
	病児対応型	163	297.2	126.0
	2018年度 全体	199	301.9	106.8
	医療機関併設型	142	295.5	100.4
	病児対応型	174	298.0	105.6
非常勤	2017年度 全体	145	121.1	70.1
	医療機関併設型	110	119.0	64.0
	病児対応型	126	118.7	67.2
	2018年度 全体	144	130.7	118.6
	医療機関併設	107	124.7	127.1
	病児対応型	128	126.9	120.1

協議会実績調査による保育職員の給与は、年額支給額として右のとおりである。

厚労省の調査による保育士の給与月額33.8万円(年額405.6万)とは年で約100万円の差がある。

保育士の年間支給額の平均は約300万で、月額25万程度と推測される。



令和 2 年 6 月 26 日

内閣府
子ども・子育て会議御中

意見書

公益社団法人日本助産師会
常任理事 岡本美和子

本会議では、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、全ての家庭において安心して子どもを産み子育てができるよう、そして一人ひとりの子どもが健やかに成長することを願い、支援策のさらなる充実に向けて検討を重ねてまいりました。

先の「子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針について」（令和元年 12 月 10 日子ども・子育て会議）では、多胎児をもつ子育て家庭等への支援に関して、今後検討を行うべきであるとしています。

現在、1 年間の出産数における多胎児出産の割合は約 1 % であり、100 人に 1 人が多胎児の母親です。多胎妊娠・出産は単胎児に比べ医療的依存度が高いうえに出産後の子どもの世話による疲労と睡眠不足、外出困難、孤立等から生じる身体的および精神的負担が非常に大きいと報告されています。また、多胎に特化した母子保健情報が入手し難い状況にあるともいわれています。多胎児の子育てが養育困難に陥りやすいと制度上示されていることから、多胎児を育てる母親と家族への支援は拡充される方向にはありますが、未だ都道府県格差の大きさが深刻な課題として残っています。

そこで、日本全国どの地域であっても多胎妊婦とその家族が平等に公的支援として多胎育児支援を受けられることを目的として以下のように要望をいたします。

要望事項

多胎妊婦とその家族を対象とした支援体制の確立と支援の充実を実施いただきたい。

1．母子健康手帳と併用して活用できる、多胎妊娠・多胎育児のための副読本を全国に配布していただきたい。

妊娠の届け時に配布される母子健康手帳は、特に多胎を対象にしているものではありません。妊娠の経過や子どもの成長発達、出産後の育児方法など多胎特有のものがあり、母子健康手帳の内容が必ずしも多胎育児に合致するものではありません。また、母子健康手帳に掲載されている身体発育曲線は単胎児を対象にしているため、特に乳児期は有益な情報にはならず、多胎育児中の母親の不安を煽ることになりかねません。現在国内には、多胎育児研究の専門家や支援者らが中心となって作成した多胎妊娠・多胎育児のための副読本が数種類あります。そこには多胎の妊娠と出産、発育と発達、授乳方法等育児について心の準備や注意点がきめ細やかに記載されています。副読本を利用した多胎家族からの評価は良好であるにもかかわらず、現在のところ一部自治体での活用にとどまり全国的普及には至っていません。

以上のことから、多胎妊娠の全家庭を対象に副読本の配布がなされることを要望いたします。

2．妊娠期からの多胎育児準備教室を全国の自治体で実施できるようにしていただきたい。

多胎妊婦とその家族にとって有益となる保健指導や情報提供が行われる体制整備の一環として、多胎妊婦とその家族のための育児準備教室が全国の自治体で実施されることが望まれます。現在、全国の自治体や医療機関で実施されている育児準備教室（両親学級等）は、基本的に単胎児の妊婦を対象としています。多胎特有の妊娠・出産・子育てについて妊婦のみならずパートナーや家族を対象に、正しい知識を提供し適切な支援に繋げていくことが求められています。また、準備教室には多胎育児経験者（ピアサポーター）にも参加してもらうなどして実際の子育てについて具体的イメージを持てるようにすることが、多胎育児に伴う困難さの軽減に寄与するものと考えます。

単胎のみならず多胎妊娠においても、出産、子育て期へと切れ目ない支援への取り組みを充実していただきたい。

意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会

会長 木村 義恭

令和2年度補正予算に関わる新型コロナウイルス感染拡大防止策内にて教育・福祉施設等における感染症拡大防止策についてご対応いただき、感謝申し上げます。

更なる制度および保育の質、保育教諭の環境整備や安心して保育に従事できるように次の内容について協議実施くださいますようお願い致します。

保育教諭の社会的地位の向上について

人類がはじめて経験する新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う非常事態宣言下において、必要な衛生管理用品の入手も困難である中、危険な状況下でも医療従事者、ライフラインに携わり勤務する保護者を支え、保育を安定的に提供し続けていた保育教諭の存在を私達は誇りに思います。

その中で保育教諭等に対する社会的環境の整備や地位の確立向上に取り組んでいただきけることで保育教諭不足への対応策となるとも考えます。

キャリアアップ研修の実施要件について

令和元年6月24日に発出された「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」では、研修に対する様々な対応が示されているところですが都道府県ごとに対応に大きな差異が見受けられます。

令和2年度に入り、都道府県ごとに新型コロナウイルスに対応する研修要件が示されていますが開催規模に制限が有り、受講希望者のニーズに十分対応できるとは言い難い状況にあります。

既に北海道や高知県等で実施されている「eラーニング」等の配信や視聴型の研修を積極的に展開していく事ができるよう、5年後見直しに係る対応方針4(8)の対応方針でも記載されているように都道府県への更なる働きかけをお願いいたします。

「ペアレンツハラスメント」について

園や保育教諭に対する「暴言」や「恫喝」また、執拗以上に過度な要求をする保護者の事例が多く寄せられています。園と保護者の信頼関係を築くことは必要であり、園には説明責任がございますが、苦情の中には偏った、あるいは主張される方だけのルールなどから対応が困難な場合も存在しております。保育教諭の中には、その対応により精神的負担が掛かり、離職に繋がる場合も発生していることを十分に認識していただくようお願いいたします。

○ 5年後見直しに係る対応方針4(6)土曜における共同保育について

標記に関しては対応方法として他の施設等と共同保育を実施している場合は減算調整の対象としない取り扱いを継続頂いておりますが、合同保育を実施する対象施設の範囲や組み合わせは子ども子育て支援法に謳われる、給付対象施設や企業主導型保育事業施設同士の組み合わせでも減算調整の対象とならないという捉え方で宜しいでしょうか。

以上